

第55期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

- ❶ 企業集団の現況に関する事項
 - 1. 主要な事業内容
 - 2. 主要な営業所及び工場
 - 3. 従業員の状況
 - 4. 主要な借入先
- ❷ 会社の株式に関する事項
- ❸ 新株予約権に関する事項
- ❹ 会社役員に関する事項
 - 1. 責任限定契約に関する事項
 - 2. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
 - 3. 社外役員に関する事項
- ❺ 会計監査人に関する事項
- ❻ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

【監査報告書】

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

（ 2024年3月21日から
2025年3月20日まで ）

アルインコ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

報告セグメント	事業内容
建設機材関連事業	建設用仮設機材等の製造・販売、物流保管設備機器（ラック）・鋼製床材の製造・販売
レンタル関連事業	中高層・低層用仮設機材、仮設観覧席のレンタル
住宅機器関連事業	はしご・脚立等の製造・販売、据置式昇降作業台の製造・販売及びレンタル、測量機器・レーザー機器等の企画開発・製造及び販売、アルミ型材・樹脂モール材の販売、フィットネス関連商品の販売
電子機器関連事業	無線通信機器等の製造・販売、プリント配線板の設計及び製造販売

2. 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

	所在地
本店	大阪府高槻市
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
事業所	高槻（大阪府高槻市） 栃木茂木（栃木県芳賀郡茂木町）
工場	兵庫（兵庫県丹波市）
機材センター	川越（埼玉県川越市） つくば（茨城県つくば市） 高槻（大阪府高槻市） 泉大津（大阪府泉大津市） 兵庫（兵庫県加古郡稲美町）
支店及び営業所	東京・大阪・名古屋・福岡・札幌・仙台・新潟・横浜・広島・岡山
レンタル関連営業所	24ヶ所

②子会社

会 社 名	所 在 地
アルインコ富山(株)	富山県射水市
東京仮設ビルト(株)	埼玉県川口市
(株)光モール	大阪府藤井寺市
オリエンタル機材(株)	沖縄県中頭郡西原町
(株)シップ	新潟市秋葉区
エス・ティ・エス(株)	名古屋市天白区
双福鋼器(株)	三重県伊賀市
昭和ブリッジ販売(株)	静岡県掛川市
東電子工業(株)	東京都八王子市
(株)ウエキン	大阪府東大阪市
(株)モリヤマ茨城	東京都八王子市
蘇州アルインコ金属製品有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
ALINCO (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国サムットサコン県
ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チャチューンサオ県
SIAM ALINCO CO.,LTD.	タイ王国チャチューンサオ県
PT.ALINCO RENTAL INDONESIA	インドネシア共和国ブカシ市
PT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIA	インドネシア共和国ブカシ市

- (注) 1. 2024年6月14日付で(株)モリヤマ茨城の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. アルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司につきましては、2025年3月7日付で清算が終了したため、重要な子会社から除外いたしました。

3. 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

報告セグメント	従業員数	前期末比増減
建設機材関連事業	460名	24名減
レンタル関連事業	362名	3名減
住宅機器関連事業	341名	6名減
電子機器関連事業	172名	9名増
全社（共通）	90名	12名増
合計	1,425名	12名減

（注）従業員数に、嘱託等106名及びパートタイマー81名（年間の平均人員）は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
770名	6名増	40.6歳	13.0年

（注）従業員数に、嘱託等64名及びパートタイマー39名（年間の平均人員）は含まれておりません。

4. 主要な借入先

借入先	借入額
(株) 関西みらい銀行	4,607百万円
(株) 三菱UFJ銀行	3,190百万円
(株) りそな銀行	3,013百万円
(株) 三井住友銀行	2,700百万円
(株) みずほ銀行	2,165百万円

■ 会社の株式に関する事項（2025年3月20日現在）

1. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 35,200,000株
- ② 発行済株式の総数 21,039,326株（自己株式1,106,651株を含む）
- ③ 株主数 12,074名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
アルメイト(株)	3,153	15.82
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,507	7.56
アルインコ共栄会	1,386	6.95
アルインコ従業員持株会	827	4.15
井上雄策	622	3.12
井上敬策	574	2.88
(株)日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・(株)関西みらい銀行退職給付信託口）	451	2.26
阪和興業(株)	316	1.59
(有)エスアイエム	288	1.44
井上康子	266	1.34

- （注） 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. (株)日本カストディ銀行（りそな銀行再信託分・(株)関西みらい銀行退職給付信託口）の持株数451千株は、委託者である(株)関西みらい銀行が議決権の指図権を留保しております。
4. 当社は、自己株式1,106,651株を所有しておりますが、上記の表には含めておりません。
5. 自己株式には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」導入に伴い設定された「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式45,000株を含んでおりません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2019年6月18日開催の第49期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2024年7月4日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月31日付で自己株式26,701株の処分を完了し、以下のとおり交付しております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	14,855株	5名
執行役員（非居住者を除く。）	11,846株	10名

3. その他株式に関する重要な事項

当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」を導入しております。

本プラン導入に伴い、2021年3月16日付で、野村信託銀行(株)（アルインコ従業員持株会専用信託口）に対して506,100株の自己株式を、総額495,978,000円で第三者割当により処分しております。なお、野村信託銀行(株)（アルインコ従業員持株会専用信託口）の2025年3月20日現在の保有株式数は、45,000株であります。

3 新株予約権に関する事項

該当事項なし。

4 会社役員に関する事項

1. 責任限定契約に関する事項

当社と取締役（常勤監査等委員）吉井敏憲氏並びに社外取締役水野浩児氏及び細川明子氏、社外取締役（監査等委員）衣目成雄氏及び野村新平氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

2. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理監督等の業務に従事する使用人の全員（以下「被保険者」という）がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や訴訟費用の填補について、役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料を全額負担しております。

被保険者が違法に利益もしくは便宜を得る行為または犯罪行為や意図的な違法行為等は対象外とすることで、職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

取締役細川明子氏は、美津濃㈱の社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、同社と当社との間には特に記載すべき事項はありません。

取締役（監査等委員）衣目成雄氏は、衣目公認会計士・税理士事務所の代表、公益法人経理事務センター合同会社の代表社員及びビー・シー・エー㈱の社外監査役を兼職しておりますが、各兼職先と当社との間には特に記載すべき事項はありません。

取締役（監査等委員）野村新平氏は、㈱ココの社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特に記載すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 水野 浩児	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、及び指名・報酬委員会の委員長として当事業年度開催の委員会全てに出席し、大学教授としての高度な専門的知見に基づき、客観的・中立的な立場から必要に応じ適宜発言を行うことなどにより、期待された経営の監督役割を果たしており、会社の持続的な成長に寄与しております。
取締役 細川 明子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、及び指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会全てに出席し、公認会計士としての高度な専門的知見に基づき、客観的・中立的な立場から必要に応じ適宜発言を行うことなどにより、期待された経営の監督役割を果たしており、会社の持続的な成長に寄与しております。
取締役（監査等委員） 衣目 成雄	2024年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査等委員会10回全てに、及び指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会（取締役（監査等委員）選任後）全てに出席し、公認会計士としての専門的な知見と幅広い経験に基づき、客観的・中立的な立場から必要に応じ適宜発言を行うことなどにより、期待された経営の監督役割を果たしており、会社の持続的な成長に寄与しております。
取締役（監査等委員） 野村 新平	2024年6月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査等委員会10回全てに、及び指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の委員会（取締役（監査等委員）選任後）全てに出席し、弁護士としての専門的な知見と幅広い経験に基づき、客観的・中立的な立場から必要に応じ適宜発言を行うことなどにより、期待された経営の監督役割を果たしており、会社の持続的な成長に寄与しております。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、蘇州アルインコ金属製品有限公司、アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司、ALINCO（THAILAND）CO.,LTD.、ALINCO SCAFFOLDING（THAILAND）CO.,LTD.、SIAM ALINCO CO.,LTD.、PT.ALINCO RENTAL INDONESIA 及びPT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIAは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループは、コンプライアンス規程を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人に周知徹底を図ると同時に、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠との認識のもと、研修による啓蒙活動や、当社監査部及び管理部門でのトレース、チェックの充実・強化を図っております。
 - ロ. 当社グループの取締役の職務執行は、毎月開催される当社の取締役会において報告されており、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の職務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっております。毎月開催される経営会議及び事業部長会議の場でも取締役、執行役員及び使用人の職務執行状況についてトレース、チェックを行う体制を敷いております。また、監査等委員においてもその職責に基づき当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっております。
 - ハ. コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、監査等委員会（社外取締役を含む）への窓口、及び社内・社外に通報窓口を設置し、匿名・顕名を問わず通報を受け付け、法令等違反行為の早期発見に努めております。なお、内部通報規程を定め、守秘の徹底を義務付けるとともに、内部通報をした者に対する不利益取扱いを禁止しております。
 - 二. 取締役及び執行役員の選解任案及び報酬等の決定にあたり、客観性・公正性・透明性を確保するため、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会（委員長は社外取締役）の審議を経て、取締役会で決議しております。
- ② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、情報管理に関する規程、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行っております。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
- イ. リスク管理規程を定め、損失の危機管理を行うとともに、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督しております。
 - ロ. 当社グループにおける自然災害、事故、法令違反等潜在的に存在する普遍的リスクについては防災マニュアル、コンプライアンスマニュアルを制定し、保険の付保や研修、監査部の監査を通じその防止と強化に取り組んでおります。
 - ハ. 有事においては当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し対応策等危機管理にあたることとしております。事業リスクについては業務を担当する取締役のほか執行担当者は自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとしております。あわせて、当社においては取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を委譲しております。
 - ロ. 取締役は定時及び臨時の取締役会においての業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正及び効率性を確保しております。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく子会社管理規程を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備しております。
 - ロ. 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連事業部と経営企画部が連携してあたっております。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう対応することとしております。
 - ロ. 当該取締役及び使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会と協議の上で行うものとしております。
 - ハ. 当該取締役及び使用人が他部署の職務を遂行する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとしております。

- 二. その他当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保について必要があるときは、監査等委員会は取締役会に対し、報告もしくは提案又は意見の表明を行うこととしています。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員会へ報告するものとしております。
- ロ. 当社の監査部は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告するものとしております。
- ハ. コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、イの監査等委員会への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備しております。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に実施されるための体制
- イ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を実施するものとしております。
- ロ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当社に対してこれを請求できるものとしております。
- ハ. 監査等委員の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備しております。
- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため内部統制方針書を策定し、有効且つ効率的な財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備、運用、評価を行っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、暴力団等反社会的勢力と一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係はありません。
- ロ. 反社会的勢力との関係遮断はコンプライアンスの精神に則り対応するとともに企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うことにより対応しております。具体的には反社会的勢力対応規程に基づき、新規の取引開始時だけでなく継続して反社会的勢力との取引の有無を確認することにより反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

- ハ. 反社会的勢力からの要求や接触方法が近年巧妙になる傾向があることを踏まえ「反社会的勢力対応マニュアル」を全ての役員、使用人に対して配布し、啓蒙活動に努めております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、監査等委員による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、通報窓口を社内外に設置し、取り組みを強化しております。

③ リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置しております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、各関連事業部と経営企画部が連携して、経営管理体制の整備、統括を実施しており、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

⑤ 取締役の職務執行

当社は「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、独立社外取締役の参画により、当該監督機能を強化しております。

2021年２月からは、諮問機関である指名・報酬委員会を設置し、取締役及び経営陣幹部の指名・選解任や報酬等の決定について、手続の客観性・公平性・透明性を確保しております。

⑥ 監査等委員

監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による重要な会議への出席並びに取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための提案を行っております。

また、監査等委員は会計監査人、監査部など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (2024年3月21日から2025年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,361,596	4,952,555	18,666,335	△1,043,805	28,936,682
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△836,612		△836,612
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,959,988		1,959,988
連 結 範 囲 の 変 動			△2,942		△2,942
自 己 株 式 の 取 得				△54	△54
自 己 株 式 の 処 分		8,394		133,694	142,088
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	8,394	1,120,433	133,639	1,262,467
当 期 末 残 高	6,361,596	4,960,949	19,786,769	△910,165	30,199,149

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	167,522	56,907	889,723	481,654	1,595,808	12,080	30,544,570
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△836,612
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,959,988
連 結 範 囲 の 変 動							△2,942
自 己 株 式 の 取 得							△54
自 己 株 式 の 処 分							142,088
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	69,195	△32,254	302,121	△139,405	199,657	△12,080	187,576
当 期 変 動 額 合 計	69,195	△32,254	302,121	△139,405	199,657	△12,080	1,450,044
当 期 末 残 高	236,717	24,653	1,191,845	342,249	1,795,465	－	31,994,615

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社は、アルインコ富山(株)、東京仮設ビルト(株)、(株)光モール、オリエンタル機材(株)、(株)シッ
プ、エス・ティ・エス(株)、双福鋼器(株)、昭和ブリッジ販売(株)、東電子工業(株)、(株)ウエキン、(株)モリヤマ
茨城、蘇州アルインコ金属製品有限公司、ALINCO (THAILAND) CO.,LTD.、ALINCO
SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD.、SIAM ALINCO CO.,LTD.、PT.ALINCO RENTAL
INDONESIA、PT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIAの17社であります。

アルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司は、2025年3月7日付で清算が終了したため、連結
の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社

瀋陽アルインコ電子有限公司、ALINCO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.ならびに阿祿因康健康
康科技(蘇州)有限公司は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利
益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲
から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

瀋陽アルインコ電子有限公司、ALINCO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.、阿祿因康健康康科技
(蘇州)有限公司及び寧波特靈通金属製品有限公司は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金
(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要
性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州アルインコ金属製品有限公司、ALINCO (THAILAND) CO.,LTD.、ALINCO
SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD.、SIAM ALINCO CO.,LTD.、PT. ALINCO RENTAL
INDONESIA及びPT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIAの決算日は12月31日、(株)ウエキンの決算
日は2月末日、双福鋼器(株)の決算日は3月31日、東電子工業(株)の決算日は7月31日、(株)モリヤマ茨城の
決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたって、東電子工業(株)及び(株)モリヤマ茨城については1月末現在の仮決算に基
づいた財務諸表を使用しております。双福鋼器(株)については2月末現在の仮決算に基づいた財務諸表を
使用しております。また、これ以外については各社決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生
じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産

主として総平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定額法

なお、耐用年数は次のとおりであります。

レ ン タ ル 資 産……………主として8年

建 物 及 び 構 築 物……………2～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具……………2～13年

その他の有形固定資産……………2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支出に備えるため、期間業績に応じた支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 連結計算書類作成会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため「役員退職慰労金規程」（内規）による連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、2009年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止までの在任期間に対応する相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に建設用仮設機材の製造・販売・レンタル、住宅・建築現場用アルミ製品及びフ

フィットネス機器の製造・販売、電子製品等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、工事請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建金銭債権債務・外貨建有価証券等の外貨建金融資産負債、輸出入代金（予定取引を含む）

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。

また為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定は省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記

(レンタル資産の減価償却方法及び耐用年数の変更)

当社グループの有形固定資産であるレンタル資産の減価償却方法については、従来、当社及び国内連結子会社においては定率法を、在外連結子会社においては定額法を採用していましたが、当連結会計年度より当社及び国内連結子会社においても定額法に変更しております。

当社グループのレンタル資産である建設用仮設機材につきましては、新型足場「アルバトロス」が大手建設会社で採用されるなど国内市場への浸透が順調に進み、顧客が拡大・多様化しております。また、これら顧客のレンタルニーズに高品質な機材を適時に供給するため、機材センターの増設を進め機材メンテナンスの体制も拡充しています。このような状況を踏まえて、当社グループでは2025年3月期を初年度とする中期経営計画の策定を契機として、レンタル資産の減価償却方法の再検討を実施し、今後のレンタル資産の投入計画などから機材の安定的な稼働の推移が見込まれたため、定額法による均等な費用配分がレンタル資産の使用実態をより適切に反映できると判断しました。

また、レンタル資産の減価償却方法の変更を契機にレンタル資産の使用実態の調査を行った結果、当連結会計年度から耐用年数をより実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直しています。この見直しはレンタル資産の物理的耐用年数及び使用実績等を総合的に勘案して決定しました。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,333,495千円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

住宅機器関連事業及び電子機器関連事業の有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産の帳簿価額

住宅機器関連事業 3,029,902千円

電子機器関連事業 2,561,147千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

(見積りの金額の算出方法)

減損の兆候の有無は、資産又は資産グループについて、それらが使用されている事業における営業活動から生ずる損益の状況や、関連する経営環境や市場価格の状況に基づいて判定しております。

減損の兆候が認められた場合には、減損損失を認識すべきか否かの判定を行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識します。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額としております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

当社グループの住宅機器関連事業につきましては、国内子会社である㈱シィップにおいて半導体工場への高所作業台販売が引き続き好調であったほか、フィットネス関連製品の販売が回復傾向となると

もに、新製品の販売についても好調に推移しましたが、円安の進行による仕入コスト上昇などの影響により、継続して営業損失を計上しています。

また、電子機器関連事業につきましては、主力の特定小電力無線機や業務用無線機の販売は堅調に推移しましたが、国内子会社である東電子工業㈱やアルインコ富山㈱において販売が減少し、継続して営業損失を計上しています。

このため、住宅機器関連事業及び電子機器関連事業における国内子会社2社（東電子工業㈱・アルインコ富山㈱）について減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。これらの減損テストにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌連結会計年度の予算及び中期経営計画を基礎とし、また、正味売却価額の算定においては、固定資産税評価額等を基礎として算出しております。

今後の見通しにつきましては、2024年4月3日に公表した「中期経営計画2027」に基づき、住宅機器関連事業については、生産拠点の見直しや高付加価値品の構成拡大など収益基盤の再構築を図っていく想定のもと、また電子機器関連事業については、国内子会社2社における原価低減と生産効率向上を図る想定のもと、会計上の見積りを行っております。

（翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響）

割引前将来キャッシュ・フローの算定の基礎とした予算及び中期経営計画の見直しが必要になった場合、また正味売却価額の算定に使用した固定資産税評価額などに下落が生じた場合には、翌連結会計年度において減損損失を計上する可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じて当社の恒常的な発展を促すことを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは「アルインコ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「アルインコ従業員持株会専用信託口」（以下「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、制度の導入後5年7ヶ月間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度156,898千円、160千株、当連結会計年度44,100千円、45千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 122,300千円、当連結会計年度 一千円

連結貸借対照表に関する注記

1. 「受取手形及び売掛金」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載のとおりであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,670,235千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物 1,391,562千円

土地 1,705,402千円

計 3,096,964千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金 100,528千円

長期借入金 2,598,902千円

計 2,699,430千円

4. 連結会計年度末日満期手形の処理方法

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形 51,892千円

支払手形 932,200千円

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	21,039,326	－	－	21,039,326

2. 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	1,293,405	47	141,801	1,151,651

(注) 1.変動事由の概要

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 47株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 26,701株

従持信託から社員持株会への売却による減少 115,100株

2.当連結会計年度末の自己株式数には「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式45,000株を含めております。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種 類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月2日 取締役会	普通株式	418,026	21.0	2024年3月20日	2024年5月29日
2024年10月18日 取締役会	普通株式	418,586	21.0	2024年9月20日	2024年11月21日

(注) 1.2024年5月2日の取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」により「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式に対する配当金3,362千円が含まれております。

2.2024年10月18日の取締役会決議による配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」により「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式に対する配当金2,211千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	438,518	22.0	2025年3月20日	2025年5月28日

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」により「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式に対する配当金990千円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製造販売及びレンタル事業を行うための設備投資計画等を反映した資金計画に基づき、事業に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を金融機関等より調達しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあります。投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。また、取引先企業等に対し、長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務の一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して一部をヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	1,474,630	1,474,630	－
資産計	1,474,630	1,474,630	－
長期借入金（※1）	23,267,420	22,805,412	(462,007)
負債計	23,267,420	22,805,412	(462,007)
デリバティブ取引（※2）	15,727	15,727	－

（※1）1年内返済予定の長期借入金（7,522,758千円）は長期借入金に含めております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	179,448

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,474,630	—	—	1,474,630
デリバティブ取引	—	15,727	—	15,727
資産計	1,474,630	15,727	—	1,490,358

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	22,805,412	—	22,805,412
負債計	—	22,805,412	—	22,805,412

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	建設機材 関連事業	レンタル 関連事業	住宅機器 関連事業	電子機器 関連事業		
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	24,565,141	13,838,037	13,973,316	5,061,319	－	57,437,814
その他の収益	－	4,163,303	－	－	－	4,163,303
外部顧客への 売上高	24,565,141	18,001,341	13,973,316	5,061,319	－	61,601,118

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	14,474,548
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	14,497,947
契約負債（期首残高）	40,710
契約負債（期末残高）	60,427

契約負債は主に、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益へ振り替えております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,608円77銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	98円91銭
-------------	--------

(注) 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」により「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております (当連結会計年度末45,000株)。また 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております (当連結会計年度106,531株)。

貸借対照表

(2025年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	33,083,985
現 金 及 び 預 金	3,408,606
受 取 手 形 金	2,915,426
売 掛 金	9,576,674
商 品 及 び 製 品	10,896,768
原 材 料	3,786,705
仕 掛 品	1,260,216
短 期 貸 付 金	1,409,996
そ の 他	417,792
貸 倒 引 当 金	△588,200
固定資産	28,910,596
有形固定資産	11,969,806
レ ン タ ル 資 産	4,769,788
建 物	2,175,343
構 築 物	254,410
機 械 及 び 装 置	445,448
工 具、器 具 及 び 備 品	130,166
土 地	2,748,226
リ ー ス 資 産	41,010
建 設 仮 勘 定	1,419,085
減 損 損 失 累 計 額	△13,673
無形固定資産	151,904
ソ フ ト ウ ェ ア	95,940
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	55,964
電 話 加 入 権	0
投資その他の資産	16,788,885
投 資 有 価 証 券	1,653,724
関 係 会 社 株 式	9,801,236
関 係 会 社 出 資 金	805,572
長 期 貸 付 金	3,619,940
長 期 前 払 費 用	116,651
前 払 年 金 費 用	2,553,328
敷 金 及 び 保 証 金	662,650
保 険 積 立 金	219,080
そ の 他	66,620
貸 倒 引 当 金	△2,709,919
資産合計	61,994,582

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	17,044,820
支 払 手 形	3,492,668
買 掛 金	2,165,353
短 期 借 入 金	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	7,261,000
リ ー ス 債 務	20,291
未 払 金	1,648,237
未 払 法 人 税 等	468,383
賞 与 引 当 金	600,000
そ の 他	188,885
固定負債	14,623,493
長 期 借 入 金	13,829,250
リ ー ス 債 務	26,204
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	172,420
長 期 預 り 保 証 金	188,701
繰 延 税 金 負 債	318,795
そ の 他	88,121
負債合計	31,668,313
純 資 産 の 部	
株主資本	30,064,897
資 本 金	6,361,596
資 本 剰 余 金	4,945,708
資 本 準 備 金	3,996,797
そ の 他 資 本 剰 余 金	948,910
利 益 剰 余 金	19,667,757
そ の 他 利 益 剰 余 金	19,667,757
別 途 積 立 金	2,001,846
圧 縮 積 立 金	169,116
繰 越 利 益 剰 余 金	17,496,795
自 己 株 式	△910,165
評価・換算差額等	261,371
その他有価証券評価差額金	236,717
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24,653
純資産合計	30,326,268
負債純資産合計	61,994,582

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書

(2024年3月21日から2025年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	47,658,510
売上原価	34,885,023
売上総利益	12,773,487
販売費及び一般管理費	11,149,791
営業利益	1,623,695
営業外収益	
受取利息及び配当金	668,031
受取地代家賃	22,800
作業屑等売却益	104,515
為替差益	248,446
その他	83,159
営業外費用	
支払利息	124,253
支払地代家賃	26,955
その他	7,520
経常利益	158,728
特別利益	2,591,921
投資有価証券売却益	64,600
受取和解金	145,454
特別損失	
固定資産除却損	18,612
関係会社株式評価損	428,996
貸倒引当金繰入額	715,000
子会社清算損	39,606
税引前当期純利益	1,202,215
法人税、住民税及び事業税	1,599,759
過年度法人税等	714,915
法人税等調整額	△59,250
当期純利益	△71,700
	1,015,794

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年3月21日から2025年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
				その他利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	6,361,596	3,996,797	940,515	2,001,846	173,328	17,313,400	△1,043,805	29,743,680
当 期 変 動 額								
圧縮積立金の取崩					△4,212	4,212		-
剰 余 金 の 配 当						△836,612		△836,612
自 己 株 式 の 取 得							△54	△54
自 己 株 式 の 処 分			8,394				133,694	142,088
当 期 純 利 益						1,015,794		1,015,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	8,394	-	△4,212	183,394	133,639	321,216
当 期 末 残 高	6,361,596	3,996,797	948,910	2,001,846	169,116	17,496,795	△910,165	30,064,897

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	167,522	56,907	224,430	29,968,110
当 期 変 動 額				
圧縮積立金の取崩				－
剰余金の配当				△836,612
自己株式の取得				△54
自己株式の処分				142,088
当期純利益				1,015,794
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	69,195	△32,254	36,940	36,940
当 期 変 動 額 合 計	69,195	△32,254	36,940	358,157
当 期 末 残 高	236,717	24,653	261,371	30,326,268

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定額法

なお、耐用年数は次のとおりであります。

レンタル資産……………8年

建物……………2～47年

構築物……………2～40年

機械及び装置……………2～13年

車両運搬具……………2～4年

工具、器具及び備品……………2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用……………定額法

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支出に備えるため、期間業績に応じた支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため「役員退職慰労金規程」（内規）による事業年度末要支給額を計上しております。
なお、2009年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止までの在任期間に対応する相当額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に建設用仮設機材の製造・販売・レンタル、住宅・建築現場用アルミ製品及びフィットネス機器の製造・販売、電子製品等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で商品及び製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、工事請負契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建金銭債権債務・外貨建有価証券等の外貨建金融資産負債、 輸出入代金（予定取引を含む）

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。

また為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定は省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記

（レンタル資産の減価償却方法及び耐用年数の変更）

当社の有形固定資産であるレンタル資産の減価償却方法については、従来、定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社のレンタル資産である建設用仮設機材につきましては、新型足場「アルバトロス」が大手建設会社で採用されるなど国内市場への浸透が順調に進み、顧客が拡大・多様化しております。また、これら顧客のレンタルニーズに高品質な機材を適時に供給するため、機材センターの増設を進め機材メンテナンスの体制も拡充しています。このような状況を踏まえて、当社では2025年3月期を初年度とする中期経営計画の策定を契機として、レンタル資産の減価償却方法の再検討を実施し、今後のレンタル資産の投入計画などから機材の安定的な稼働の推移が見込まれたため、定額法による均等な費用配分がレンタル資産の使用実態をより適切に反映できると判断しました。

また、レンタル資産の減価償却方法の変更を契機にレンタル資産の使用実態の調査を行った結果、当事業年度から耐用年数をより実態に即した経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直しています。この見直しはレンタル資産の物理的耐用年数及び使用実績等を総合的に勘案して決定しました。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,318,207千円増加しております。

会計上の見積りに関する注記

住宅機器関連事業の有形固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産の帳簿価額 767,170千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

(見積りの金額の算出方法)

減損の兆候の有無は、資産又は資産グループについて、それらが使用されている事業における営業活動から生ずる損益の状況や、関連する経営環境や市場価格の状況に基づいて判定しております。

減損の兆候が認められた場合には、減損損失を認識すべきか否かの判定を行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識します。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額としております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

当社の住宅機器関連事業につきましては、主に国内子会社である㈱シップにおいて生産した高所作業台の販売がけん引し、金物や工具等のプロ向けルートにおける販売が好調であったほか、フィットネス関連製品の販売が回復傾向となるとともに、新製品の販売についても好調に推移しましたが、円安の進行による仕入コスト上昇などの影響により、継続して営業損失を計上しています。

このため、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行いました。これらの減損テストにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌事業年度の予算及び中期経営計画を基礎とし、また、正味売却価額の算定においては、固定資産税評価額等を基礎として算出しております。

今後の見通しにつきましては、2024年4月3日に公表した「中期経営計画2027」に基づき、生産拠点の見直しや高付加価値品の構成拡大など、収益基盤の再構築を図っていく想定のもと、会計上の見積りを行っております。

(翌事業年度の計算書類に与える影響)

割引前将来キャッシュ・フローの算定の基礎とした予算及び中期経営計画の見直しが必要になった場合、また正味売却価額の算定に使用した固定資産税評価額などに下落が生じた場合には、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式等及び関係会社出資金の帳簿価額 10,606,808千円

関係会社株式評価損の金額 428,996千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

関係会社株式及び関係会社出資金については、その実質価額が帳簿価額に比べて著しく低下し、実質価額が取得価額に対して50%程度以上下落した場合には、回復可能性が十分に裏付けられない限り、

減損処理する方針としております。

当事業年度においては、東電子工業(株)の株式について減損処理を行い、428,996千円を特別損失として計上しております。

将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において関係会社株式等に対する減損の計上が発生する可能性があります。

追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	1,708,808千円
関係会社に対する長期金銭債権	3,612,413千円
関係会社に対する短期金銭債務	456,910千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	31,744,549千円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	196,619千円
土地	1,172,407千円
計	1,369,027千円
上記に対応する債務	
長期借入金	1,325,000千円
4. 事業年度末日満期手形の処理方法	
期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
受取手形	50,593千円
支払手形	932,200千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,246,061千円
仕入高	6,482,679千円
営業取引以外の取引高	629,547千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普 通 株 式 (株)	1,293,405	47	141,801	1,151,651

(注) 1.変動事由の概要

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 47株

減少の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 26,701株

従特信託から社員持株会への売却による減少 115,100株

2.当事業年度末の自己株式数には「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式45,000株を含めております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券	5,198千円
関係会社株式及び出資金	498,967千円
貸倒引当金	1,005,941千円
役員退職慰労引当金	52,588千円
減損損失	85,778千円
棚卸資産	86,723千円
賞与引当金	183,000千円
その他	242,423千円
繰延税金資産小計	2,160,622千円
評価性引当額	△1,512,910千円
繰延税金資産合計	647,711千円

繰延税金負債

前払年金費用	△778,765千円
その他有価証券評価差額金	△101,671千円
圧縮積立金	△74,216千円
その他	△11,853千円
繰延税金負債合計	△966,507千円
繰延税金負債の純額	△318,795千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.3%
住民税均等割	3.1%
法人税特別控除額	△3.7%
評価性引当額の増減額	17.4%
その他	△1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5%

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2027年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負

債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から31.5%に変更されます。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引等 の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD.	1,002,608	仮設機材の レンタル	(所有) 直接49.0 間接21.1	資金の貸付	資金の 貸付	—	長期 貸付金	847,400
						利息の 受取(*)	16,353	—	—
子会社	SIAM ALINCO CO.,LTD.	7,196	投 資 及 び 人 材 派 遣	(所有) 直接49.0	資金の貸付	資金の 貸付	—	長期 貸付金	557,500
						利息の 受取(*)	11,604	—	—
子会社	PT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIA	447,960	仮設機材の レンタル	(所有) 直接83.3	資金の貸付	資金の 貸付	200,000	長期 貸付金	2,055,508
						利息の 受取(*)	48,615	短期 貸付金	182,000
子会社	東電子工業㈱	95,000	プリント配 線 板 の 設 計 ・ 製 造 及 び 販 売	(所有) 直接100.0	資金の貸付	資金の 貸付	660,000	短期 貸付金	1,200,000
						資金の 回収	660,000		
						利息の 受取(*)	19,866	—	—

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

* 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2.子会社であるALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD.への長期貸付金に対し、782,100千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において127,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3.子会社であるSIAM ALINCO CO.,LTD.への長期貸付金に対し、421,500千円の貸倒引当金を計上しております。

4.子会社であるPT.ALINCO SCAFFOLDING INDONESIAへの長期貸付金に対し、1,501,959千円の貸倒引当金を計上しております。

5.子会社である東電子工業㈱への短期貸付金に対し、588,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において588,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項6．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,524円88銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	51円26銭
-------------	--------

(注) 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」により「アルインコ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております (当事業年度末45,000株)。また 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております (当事業年度106,531株)。

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

アルインコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野	豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 橋	正 紹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルインコ株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、レンタル資産の減価償却方法について、従来定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更するとともに、減価償却方法の変更を契機に同資産の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

アルインコ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 野 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 橋 正 紹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルインコ株式会社の2024年3月21日から2025年3月20日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社は、レンタル資産の減価償却方法について、従来定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更するとともに、減価償却方法の変更を契機に同資産の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

■ 監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に係る重要な会議への出席や往査により事業及び財産の状況について報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査における不正リスク対応基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

アルインコ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 井 敏 憲 ㊞

監査等委員 衣 目 成 雄 ㊞

監査等委員 野 村 新 平 ㊞

（注）監査等委員 衣目成雄及び野村新平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。